令和７年度第１回　本庄市都市計画審議会

議案書

目次

議案第１号　本庄都市計画区域における一般廃棄物処理施設の敷地の位置について

（埼玉県許可）

諮問理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

理由書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

位置図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

施設配置図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

議案第２号　児玉都市計画区域における一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の敷地の位置について（埼玉県許可）

諮問理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

位置図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

施設配置図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １０

議案第１号　本庄都市計画区域における一般廃棄物処理施設の敷地の位置について

（埼玉県許可）

議案番号１　本庄都市計画区域における一般廃棄物処理施設の敷地の位置の許可について（埼玉県許可）

本庄都市計画区域における一般廃棄物処理施設の敷地の位置について、建築基準法第５１条ただし書の規定に基づき都市計画上支障がないと認めて埼玉県が許可するにあたり、本庄市都市計画審議会に諮問するものです。

【参考】

●建築基準法

（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置）

第五十一条　都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

●建築基準法施行令

（位置の制限を受ける処理施設）

第百三十条の二の二　法第五十一条本文（法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

一　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第五条第一項のごみ処理施設（ごみ焼却場を除く。）

二　次に掲げる処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。以下「産業廃棄物処理施設」という。）

イ　廃棄物処理法施行令第七条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設

ロ　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第十四号に掲げる廃油処理施設

●廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

（一般廃棄物処理施設）

第五条　法第八条第一項の政令で定めるごみ処理施設は、一日当たりの処理能力が五トン以上（焼却施設にあつては、一時間当たりの処理能力が二百キログラム以上又は火格子面積が二平方メートル以上）のごみ処理施設とする。

２　法第八条第一項の政令で定める一般廃棄物の最終処分場は、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所（公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の免許又は同法第四十二条第一項の承認を受けて埋立てをする場所（以下「水面埋立地」という。）にあつては、主として一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所として環境大臣が指定する区域に限る。）とする。

理　由　書

本理由書は、本庄都市計画区域における一般廃棄物処理施設の敷地の位置の許可について、理由を示したものです。

１．建築基準法における一般廃棄物処理施設の位置づけ

一日当たりの処理能力が５トン以上の一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設）の用途に供する建築物は、建築基準法第５１条本文の規定により、都市計画区域内においては都市計画にその敷地の位置が決定しているものでなければ新築、又は増築することができません。

一方、同ただし書の規定により、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあっては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合、又は政令で定める規模の範囲内において新築、若しくは増築する場合においては、この限りではないとされています。

※本庄市内において、一般廃棄物処理施設の「敷地の位置を都市計画に定めるべき者」は本庄市、建築基準法第５１条ただし書の規定による許可を行う「特定行政庁」は埼玉県知事です。

２．計画概要

申　請　者	有限会社小暮園芸用土　取締役　小暮一博		
敷地の位置	本庄市新井字川原８１２番１の一部		
用途地域	指定なし［市街化調整区域］		
用　途	一般廃棄物処理施設［木くず･刈り草の破砕施設］		
建物概要	工場　：鉄骨造平屋建て　478.87 ㎡［既存］		
	事務所：木造平屋建て　58.32 ㎡［新築］		
	倉庫　：鉄骨造平屋建て　106.64 ㎡［新築］		
延べ面積	643.83 ㎡	敷地面積	3,397.71 ㎡
備　考	処理能力　235.80ｔ/日 （5ｔ/日以上のため廃棄物処理法施行令第５条第１項のごみ処理施設に該当）		

３．理由

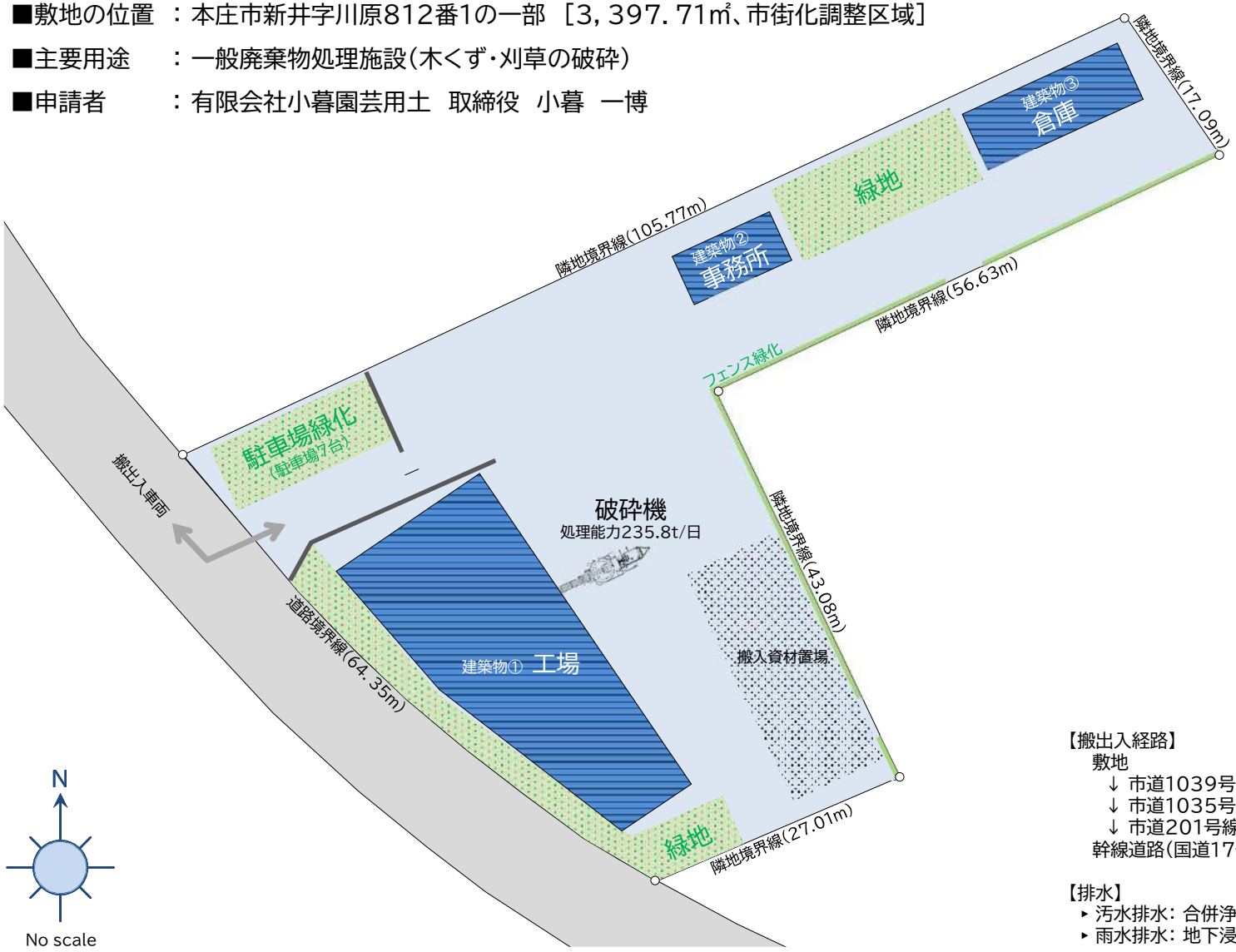
申請者から提出された許可申請書の内容を審査したところ、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認め、建築基準法第５１条ただし書の規定に基づき許可するものです。

議案第1号　本庄都市計画区域における一般廃棄物処理施設の敷地の位置の許可について　　位置図



議案第1号　本庄都市計画区域における一般廃棄物処理施設の敷地の位置の許可について　　施設配置図

■敷地の位置　：本庄市新井字川原812番1の一部［3，397．71㎡、市街化調整区域］
■主要用途　　：一般廃棄物処理施設（木くず・刈草の破砕）
■申請者　　：有限会社小暮園芸用土　取締役　小暮　一博



【搬出入経路】
敷地
↓ 市道1039号線［幅員10.3m～］
↓ 市道1035号線［幅員 7.8m～］
↓ 市道201号線　［幅員10.1m～］
幹線道路（国道17号）

【排水】
- 汚水排水：合併浄化槽処理の上、側溝放流
- 雨水排水：地下浸透処理

議案第２号　児玉都市計画区域における一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

（埼玉県許可）

議案番号２　児玉都市計画区域における一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の敷地の位置について（埼玉県許可）

児玉都市計画区域における一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の敷地の位置について、建築基準法第５１条ただし書の規定に基づく許可手続きにおいて、埼玉県都市整備部長から本庄市長に意見照会がありました。都市計画上支障がない旨を回答するにあたり、本庄市都市計画審議会の意見を伺うため、本庄市都市計画審議会に諮問するものです。

【参考】

●建築基準法

（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置）

第五十一条　都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

●建築基準法施行令

（位置の制限を受ける処理施設）

第百三十条の二の二　法第五十一条本文（法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

一　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第五条第一項のごみ処理施設（ごみ焼却場を除く。）

二　次に掲げる処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。以下「産業廃棄物処理施設」という。）

イ　廃棄物処理法施行令第七条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設

ロ　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第十四号に掲げる廃油処理施設

●廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

（一般廃棄物処理施設）

第五条　法第八条第一項の政令で定めるごみ処理施設は、一日当たりの処理能力が五トン以上（焼却施設にあつては、一時間当たりの処理能力が二百キログラム以上又は火格子面積が二平方メートル以上）のごみ処理施設とする。

２　法第八条第一項の政令で定める一般廃棄物の最終処分場は、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所（公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の免許又は同法第四十二条第一項の承認を受けて埋立てをする場所（以下「水面埋立地」

という。）にあつては、主として一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所として環境大臣が指定する区域に限る。）とする。

（産業廃棄物処理施設）

第七条　法第十五条第一項の政令で定める産業廃棄物の処理施設は、次のとおりとする。

一　汚泥の脱水施設であつて、一日当たりの処理能力が十立方メートルを超えるもの

二　汚泥の乾燥施設であつて、一日当たりの処理能力が十立方メートル（天日乾燥施設にあつては、百立方メートル）を超えるもの

三　汚泥（ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの

イ　一日当たりの処理能力が五立方メートルを超えるもの

ロ　一時間当たりの処理能力が二百キログラム以上のもの

ハ　火格子面積が二平方メートル以上のもの

四　廃油の油水分離施設であつて、一日当たりの処理能力が十立方メートルを超えるもの（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第十四号の廃油処理施設を除く。）

五　廃油（廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。）の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第十四号の廃油処理施設を除く。）

イ　一日当たりの処理能力が一立方メートルを超えるもの

ロ　一時間当たりの処理能力が二百キログラム以上のもの

ハ　火格子面積が二平方メートル以上のもの

六　廃酸又は廃アルカリの中和施設であつて、一日当たりの処理能力が五十立方メートルを超えるもの

七　廃プラスチック類の破砕施設であつて、一日当たりの処理能力が五トンを超えるもの

八　廃プラスチック類（ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの

イ　一日当たりの処理能力が百キログラムを超えるもの

ロ　火格子面積が二平方メートル以上のもの

八の二　第二条第二号に掲げる廃棄物（事業活動に伴つて生じたものに限る。）又はがれき類の破砕施設であつて、一日当たりの処理能力が五トンを超えるもの

九　別表第三の三に掲げる物質又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設

十　水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設

十の二　廃水銀等の硫化施設

十一　汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設

十一の二　廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設

十二　廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設

十二の二　廃ポリ塩化ビフェニル等（ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルを含む。）又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設

十三　ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設

十三の二　産業廃棄物の焼却施設（第三号、第五号、第八号及び第十二号に掲げるものを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの

イ　一時間当たりの処理能力が二百キログラム以上のもの

ロ　火格子面積が二平方メートル以上のもの

十四　産業廃棄物の最終処分場であつて、次に掲げるもの

イ　第六条第一項第三号ハ（１）から（５）まで及び第六条の五第一項第三号イ（１）から（７）までに掲げる産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所

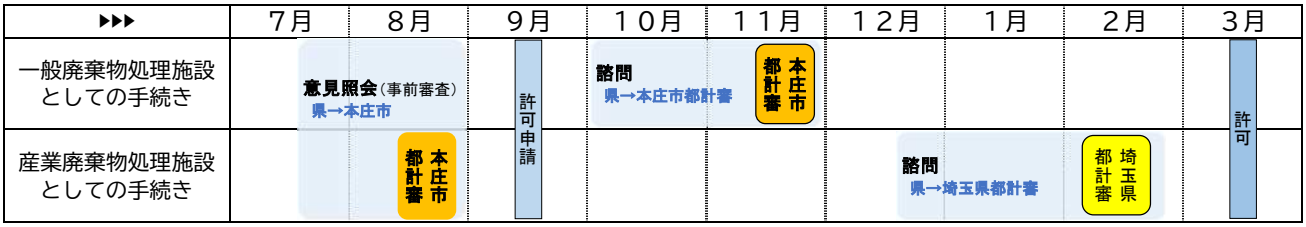
ロ　安定型産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所（水面埋立地を除く。）

ハ　イに規定する産業廃棄物及び安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所（水面埋立地にあつては、主としてイに規定する産業廃棄物及び安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所として環境大臣が指定する区域に限る。）

都市計画区域内における処理施設の敷地の位置について

申請者住所 氏　　名	東京都北区神谷３丁目６番 20 号 株式会社ニトリファシリティ　代表取締役　千野美也子		
敷地の位置	本庄市児玉町児玉字中島 780-2、外 40 筆（児玉都市計画区域）		
地 域 地 区	指定なし		
主 要 用 途	一般廃棄物処理施設 及び 産業廃棄物処理施設		
面　　積	敷地面積	建築面積	延べ面積
	１５，０８８．４３㎡	５，８２２．０１㎡	５，２１６．６７㎡
参 考 事 項	処理施設の概要（処理能力） ▶一般廃棄物処理施設［建築基準法施行令第 130 条の２の２第１号］ ・一般廃棄物(圧縮梱包)115.2t/日　… 5t 超/日［廃掃法令５条１項］ ・一般廃棄物(破砕)　81.12t/日　… 5t 超/日［廃掃法令５条１項］ ▶産業廃棄物処理施設［建築基準法施行令第 130 条の２の２第２号イ］ ・廃プラ類　(破砕)83.2t/日　… 5t 超/日［廃掃法令７条７号］ ・金属くず　(破砕)89.6t/日　… 5t 超/日［廃掃法令７条８号の２］ ・がれき類等(破砕)99.2t/日　… 5t 超/日［廃掃法令７条８号の２］ ・木くず　(破砕)180ｔ/日　… 5t 超/日［廃掃法令７条８号の２］ 建築物の概要 ・[新築]処理施設①：S 造平屋 3,661.47 ㎡、一般廃棄物、産業廃棄物処理施設 ・[新築]処理施設②：S 造平屋 1,341.00 ㎡、一般廃棄物、産業廃棄物処理施設 ・[新築]事務所　：S 造２階　214.20 ㎡、事務所 建築基準法第５１条ただし書許可について 都市計画区域内において、政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画に敷地の位置が定められているものでなければ新築等してはならない。ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障ないと認め、許可した場合はこの限りではない。[建築基準法第５１条概略] 本施設は、廃棄物処理法施行令第５条第１項の一般廃棄物処理施設（処理能力５ｔ／日以上のごみ処理施設）、かつ、同第７条第７号及び第８号の２に掲げる産業廃棄物処理施設のため、建築基準法施行令第 130 条の２の２第１号及び第２号に該当する、位置の制限を受ける処理施設である。 しかし、都市計画に敷地の位置が定められているものではないため、その新築等にあたって、建築基準法第５１条ただし書による許可を要するものである。		

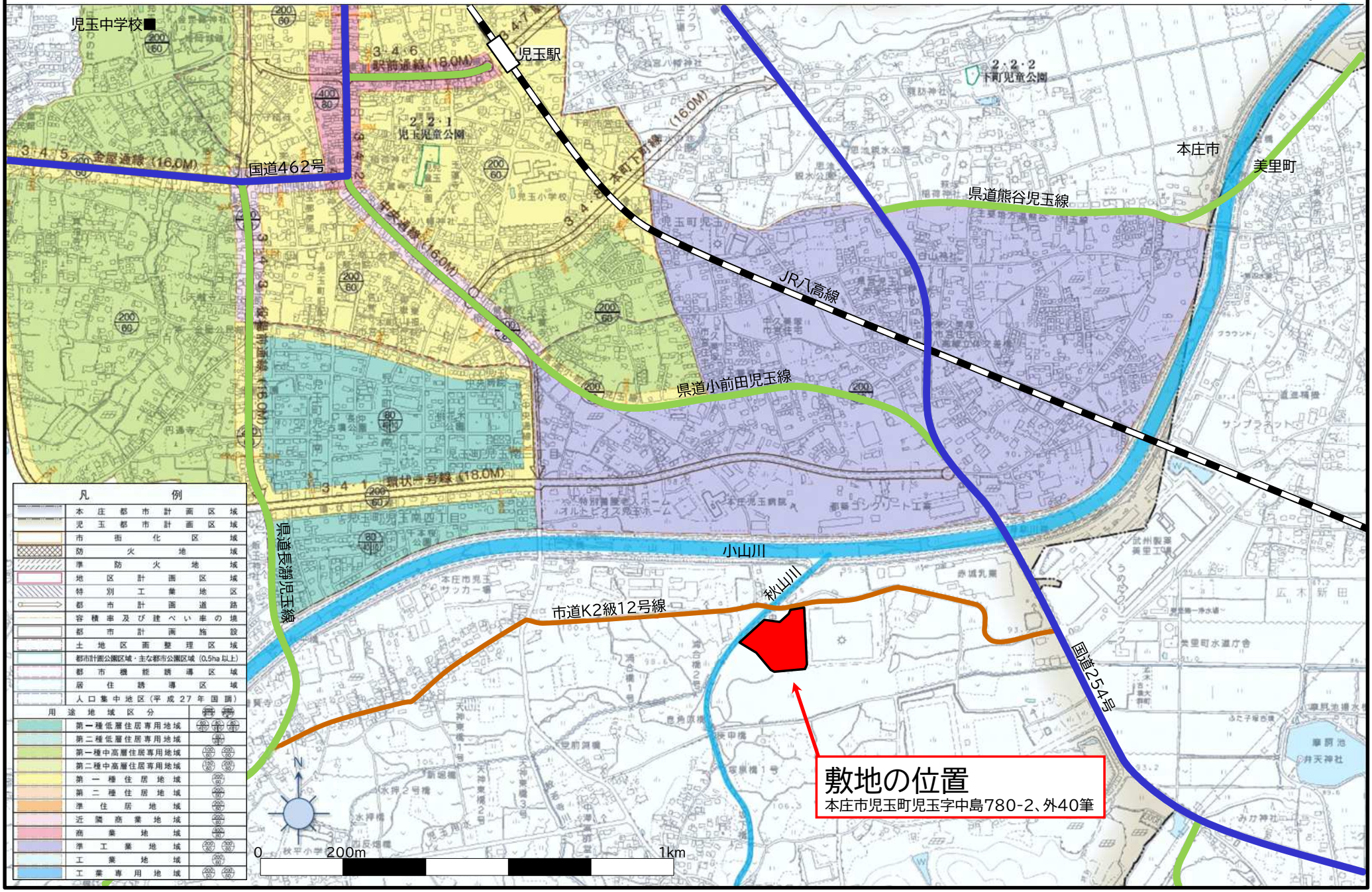
手続きの流れ（予定）



↑現在

議案第2号　児玉都市計画区域における一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の敷地の位置の許可について

位置図

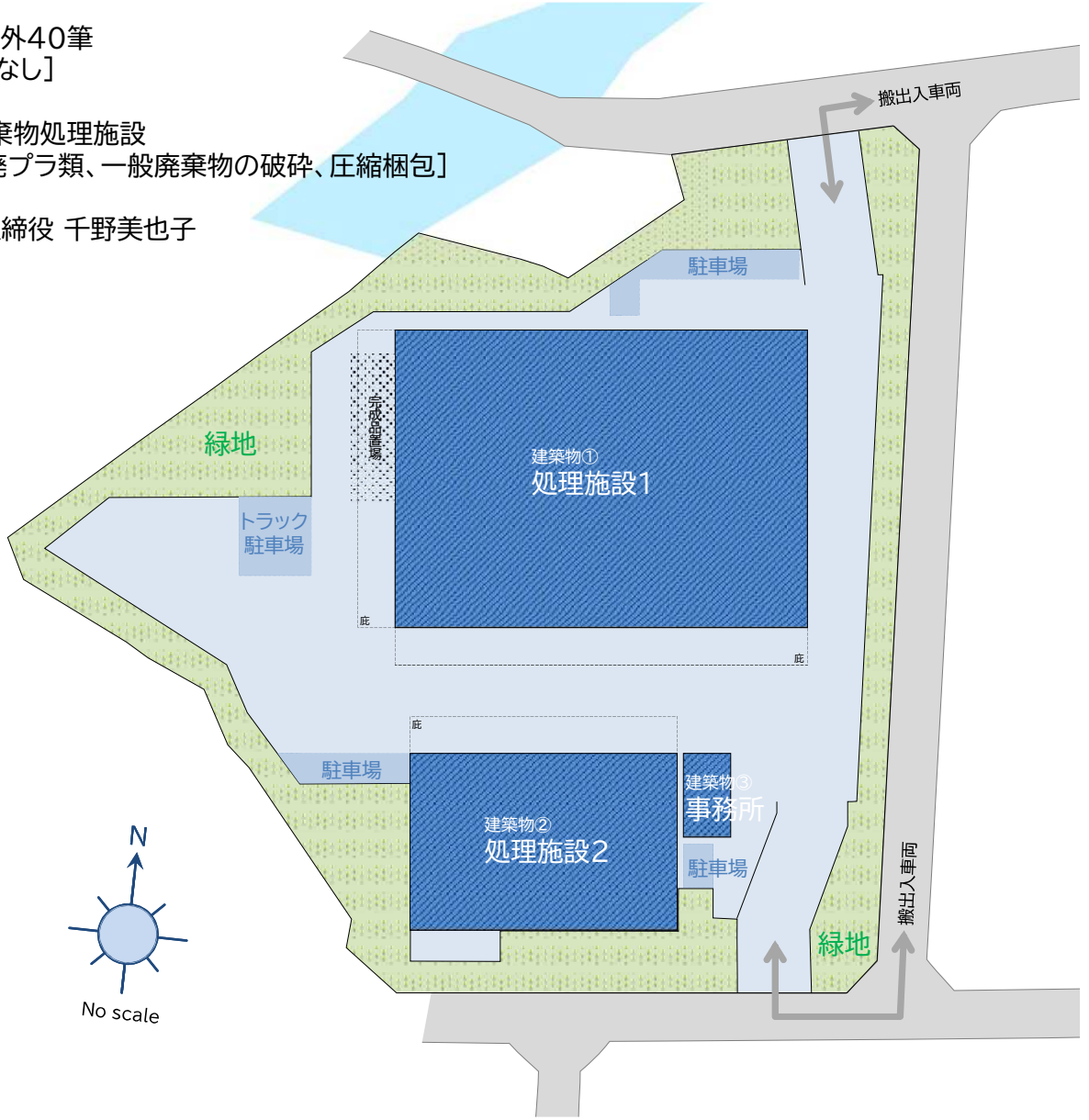


議案第2号　児玉都市計画区域における一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の敷地の位置の許可について
施設配置図

■敷地の位置：本庄市児玉町児玉字中島780-2、外40筆
［15，088．43㎡、用途地域指定なし］

■主要用途　：一般廃棄物処理施設、及び産業廃棄物処理施設
［木くず、がれき類等、金属くず、廃プラ類、一般廃棄物の破砕、圧縮梱包］

■申請者　　：株式会社ニトリファシリティ 代表取締役 千野美也子



【搬出入経路】
敷地
↓
市道K2級12号線［幅員7.5m～］
↓
幹線道路（国道254号）

【排水】
- 汚水排水：合併浄化槽処理の上、側溝放流
- 雨水排水：地下浸透処理